

大

月

町

農

業

振

興

ビ

ジ

ヨ

ン

概要版

平成28年3月
大月町

暮

ら

し

が

成

り

立

つ

農

業

を



目

指

し

て



農業振興ビジョン策定にあたって

ビジョン策定の趣旨

本町の農業は、葉タバコ・施設園芸・オクラ、ナバナなどの露地野菜や水稻が主体となっていますが、近年は、農産物価格の低迷、農家の高齢化や後継者不足などにより、農業経営は厳しい状況が続いております。

今後、持続可能な農業を確立していくためには、いかに農業生産者の所得向上を図っていくかが重要であります。そのためには、本町における農業のあるべき姿を定め、それに向かって農業者と行政、関係団体等が相互に連携・協力しながら、農業者が夢とやりがいを持って農業に取り組み、本町で暮らし続けたいと思える農業の創造を進める必要があります。

そのため、将来を見据えた本町の農業振興を推進するため、「大月町農業振興ビジョン」を策定することといたしました。

ビジョンの方向性



暮らしが成り立つ農業

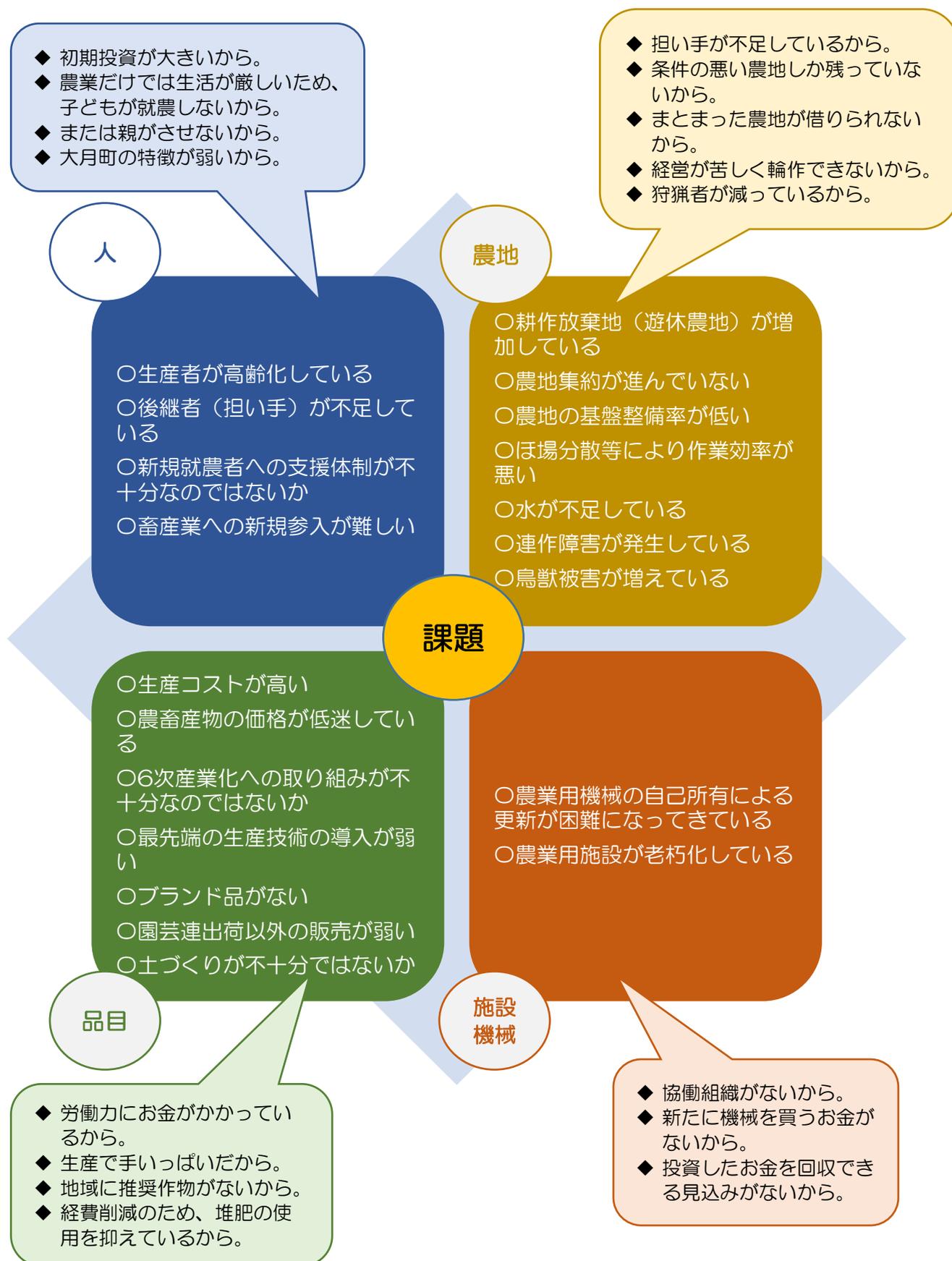
将来の大月町の農業を展望するには、「第6次大月町総合振興計画の基本方針」に掲げる「暮らしが成り立つ農業」を目指すため、所得向上による農業者の生産意欲を高めていくことが必要となります。

そのため、「暮らしが成り立つ農業」の実現を今後の大月町の農業の基本的な考え方とし、そして大月町農業振興ビジョンの方向性の「柱」として、課題解決に向けた具体的な取り組み（対応策）や方針を示すものです。

計画の期間

大月町農業振興ビジョンは、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とした5年間を計画期間とします。

大月町の農業の課題



大月町の農業が目指す方向性

本町における農業の課題解決のための方向性を、「人」・「農地」・「品目」・「施設・機械」・「行政組織等」に項目分けして、以下のとおり基本施策を設定し、課題解決を図っていきます。

課題解決のための目指す方向性 「人」

基本施策① 担い手（後継者）の育成・確保

◎人材育成

担い手等への学習機会の充実や農業技術の向上、経営意識の改革等を図っていく取り組みを促進していきます。

また、先進地での技術習得や経営感覚を養うための計画的な農業研修への支援策を検討します。

◎担い手を中心とした集落営農組織等への組織化推進・支援

担い手等が中心となって、農機具等の共同利用や農作業受委託を行う集落営農組織等への組織化を推進・支援していきます。

基本施策② 新規就農者の支援・確保

◎農業研修の場の確保（指導者、研修施設等）

新規就農希望者の研修を受け入れる農家が不足しているため、今後、受入農家を育成し、指導農業士等を確保していく必要があります。

また、多様化する栽培品目に対応するためには、研修施設（場）を整備するなどの検討をする必要があります。

◎支援体制の充実

農業研修生及び新規就農者を新規就農者等支援チームによりサポートする体制を整えています。今後、他市町村の取り組み事例を参考に支援体制の充実を図り、国・県の事業を活用しながら、新規就農者等を支援していきます。

◎遊休農地・ハウス、空き家情報等の一元化（移住支援等）

I・Uターンや定年退職後の就農支援に活用するため、農業委員会やJA、移住支援担当等と連携して、遊休農地・ハウス、空き家情報等を整理し、その情報を一元化する仕組みづくりを推進していきます。

◎I・Uターンに向けた情報発信

農業者やJA各部会、移住支援担当と連携して、新規就農者向けのパンフレットの作成やホームページ等への掲載を検討します。

また、県や幡多地域、移住支援担当と連携して、県外で開催される就農・移住相談会等に参加して、県外からの人材（担い手）の確保を目指します。

◎小規模からの取り組み支援

I・Uターンや定年帰農等により、農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進するため、小規模な耕作面積からの就農への取り組みについて支援していきます。

基本施策③ 女性や高齢者等が取り組める仕組みづくり

◎女性や高齢者が取り組める営農モデルの確立

女性や高齢者等でも取り組める、軽量作物や加工原料を含めた営農モデル（経営指標）の確立を推進していきます。

◎農作業受託組織の組織化の支援

高齢農業者等でも安心して農業が営めるよう、一定の農作業を委託できる受委託組織の立ち上げを支援していきます。

基本施策④ 地域で支え合う農村の形成

◎集落営農組織等への組織化の推進・支援（再掲）

地域の農家が共同で取り組む農機具等の所有や農作業受委託を行う集落営農組織等への組織化を支援していきます。

◎地域による野生鳥獣に強い集落づくり

地域全体で有害鳥獣による被害状況の把握や集落環境調査、被害対策・防止柵設置等についての勉強会を実施するなど、集落ぐるみで総合的な被害対策に取り組む地域を推進・支援していきます。



課題解決のための目指す方向性 「農地」

基本施策⑤ 耕作放棄地（遊休農地）の再生・活用

◎耕作放棄地（遊休農地）の再生と活用

耕作放棄地の現状を把握し、活用すべき再生可能な農地については、所有者及び生産者の意向も確認しながら、再生を積極的に推進・支援していきます。

基本施策⑥ 担い手への農地集積の推進

◎担い手への農地集積による規模拡大

担い手等への利用権設定と合わせて農地の流動化を促進し、関係機関と連携して意欲ある担い手等への農地の利用集積化を推進していきます。

◎農地情報の整備

担い手等に農地を集積するため、農地台帳システムによる情報の整備や遊休農地マップづくりに着手する必要があります。

基本施策⑦ 農地の効率的な利用の確保

◎基盤整備実施の検討及び計画的な推進

農地の効率的な利用の確保に向けて、地域の実情や地権者、耕作者の意向に合った基盤整備を検討し、計画的な整備を推進します。

基本施策⑧ 有害鳥獣対策の推進

◎地域ぐるみによる鳥獣対策の推進・支援

地域ぐるみによる鳥獣対策の取り組みを鳥獣被害対策専門員と連携して、地域に応じた対応策をコーディネートしていきます。

◎狩猟者確保による個体調

年々増加する鳥獣被害に対応するため、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保と増加する有害鳥獣の個体調整を推進します。

◎被害防除施設、器具の設置支援

地域または個人での農作物を有害鳥獣から守る取り組みについて支援します。

◎近隣市町村との連携強化

幡多管内で情報を共有し、連携してできることを検討していきます。また、シビエ肉の有効活用についても検討していきます。

課題解決のための目指す方向性 「品目」

基本施策⑨ 既存作物の振興（施設園芸の数量アップ・露地野菜の規模拡大）

◎次世代型技術の普及促進

環境制御などの先進技術を導入した「次世代型こうち新施設園芸システム」の普及を図り、高収量・高収益を実現する施設園芸農業の展開を目指します。

◎環境保全型農業の推進・支援

化学合成農薬等の低減など、環境保全型農業を実践する農家の育成を図るため、安心・安全な農作物づくりを支援します。

◎有望品目の規模拡大

品質や生産性の向上が期待される有望品目の栽培方法の確立や機械化等による規模拡大などの取り組みを推進・支援していきます。

また、規模拡大に伴い、雇用労働不足に対応するため、連携した雇用者の確保の仕組みづくりを検討する必要があります。

◎土づくりの促進

耕種農家と畜産農家との連携による堆肥や緑肥等の有機質資材の積極的なほ場還元、土壌診断等に基づく適正な施肥などを実施し、農業の基本となる土づくりを促進します。

◎JA生産部会等での機械の共同利用の検討

JA生産部会等で、共同で計画的な生産スケジュールによる農業用機械の効率的な共同利用を検討し、その共同利用化への取り組みを支援します。

基本施策⑩ 畜産の振興

◎継続した防疫・衛生対策の徹底

継続した衛生・防疫対策や伝染病発生時の早期対応、衛生的な畜舎整備など、農業者自らの主体的な家畜衛生対策を促進します。

◎生産性の向上

WCS等を基軸とする耕畜連携システムの構築により、飼料自給率の向上を図り、生産性向上への取り組みを支援していきます。

また、規模拡大や家畜の効率的な育成を図る取り組みについても支援していきます。

◎園芸作物との複合経営の検討

拘束される時間がさほど多くなく、ビニールハウスでの飼養が可能な土佐はちきん地鶏等と園芸農業との複合経営が可能であるかを検討していきます。

基本施策⑪ 新規農畜産物（有望品目）の検討

◎新たな品目導入の検討

新たな品目の導入は、生産者や関係機関が協調・連携して検討し、取り組むこととします。

また、他機関が実施する実証実験結果を参考にして、新規有望品目としての導入について検討します。

基本施策⑫ 6次産業化への取り組みの促進

◎新たな商品開発等への取り組み

ふるさと振興公社などの関係機関と連携した、新たな商品開発等への取り組みを促進します。

◎既存商品の生産拡大及び維持

既存商品については、生産及び販路の拡大を促進し、本町の伝統産業として、後世に残していく必要があるものについては、後継者の育成が必要となってきます。



課題解決のための目指す方向性 「施設・機械」

基本施策⑬ 農業用施設・機械の共同（有効）利用化の推進

◎農業用機械の共同利用組織及び農作業受託組織の組織化支援（再掲）

農業生産の最大コストである農業用機械の保有及び維持管理費を抑えるためには、組織としての共同保有・共同利用が有効であり、その取り組みを支援していきます。

◎既存堆肥施設の有効活用

老朽化等により、有効活用がなされていない既存の堆肥施設は、生産者のニーズ等に沿った活用方法を検討し、再生して有効活用していく必要があります。

◎遊休施設（ハウス等）・農業用機械の活用

リタイヤを考えている施設園芸農家のハウス等の状況を把握し、新規就農者等とのマッチングを図っていく必要があります。

また、農業用機械も保有状況等を把握し、同様の対策を図っていく必要があります。

課題解決のための目指す方向性 「行政組織等」

基本施策⑭ 行政組織の機能強化

◎専門職員（農業普及員、鳥獣対策支援専門員等）の配置の検討

JAや農業振興センターなどと連携しながら農業振興を図っていますが、今後、更なる農業振興を図っていくためには、専門職員配置の必要性を検討する必要があります。

基本施策⑮ 専門機関設立の検討

◎専門機関（農業公社等）設置による農業振興の検討

農業振興を総合的、効率的に推進する農業公社等の専門機関の設立について、検討していきます。

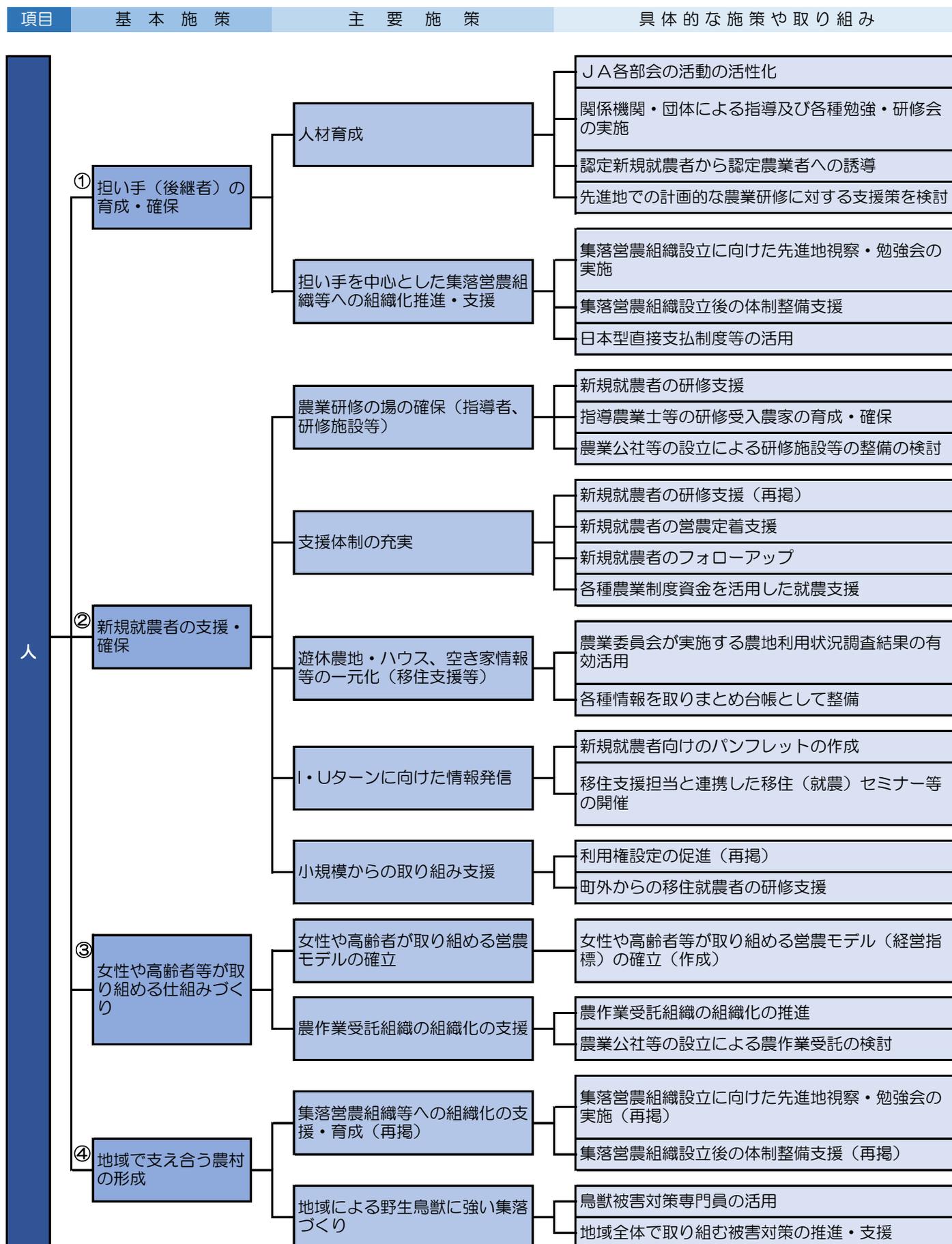
基本施策⑯ 連携した取り組みの検討

◎協議会立ち上げによる連携した取り組みの検討

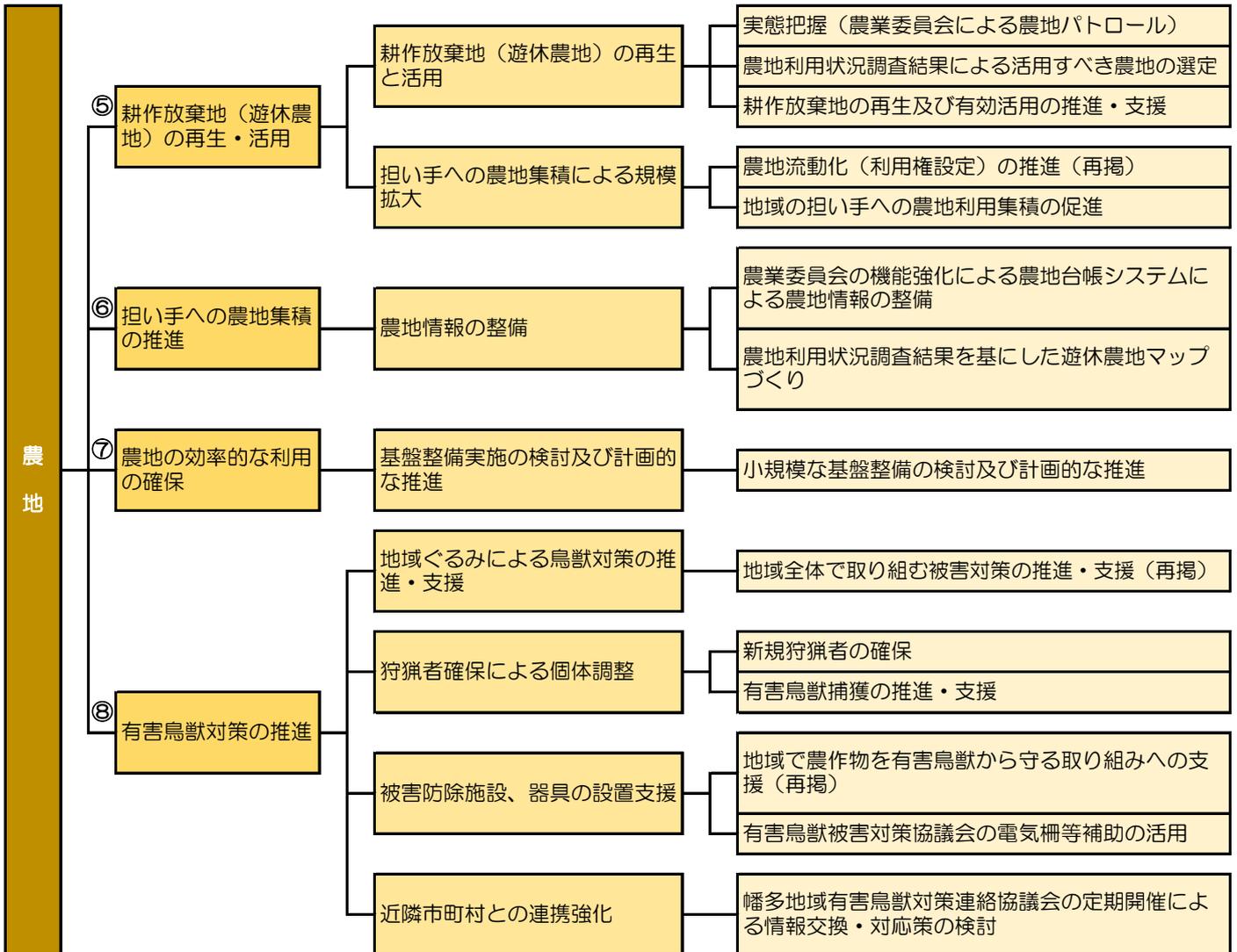
中山間地域である本町が、力強い農業づくりを目指すためには、農業者やJA、行政、関係機関などによる連携が不可欠であり、それぞれの分野ごとに関係者で構成される協議会等を立ち上げ、構想・計画を策定し、クラスターの形成を検討していく必要があります。

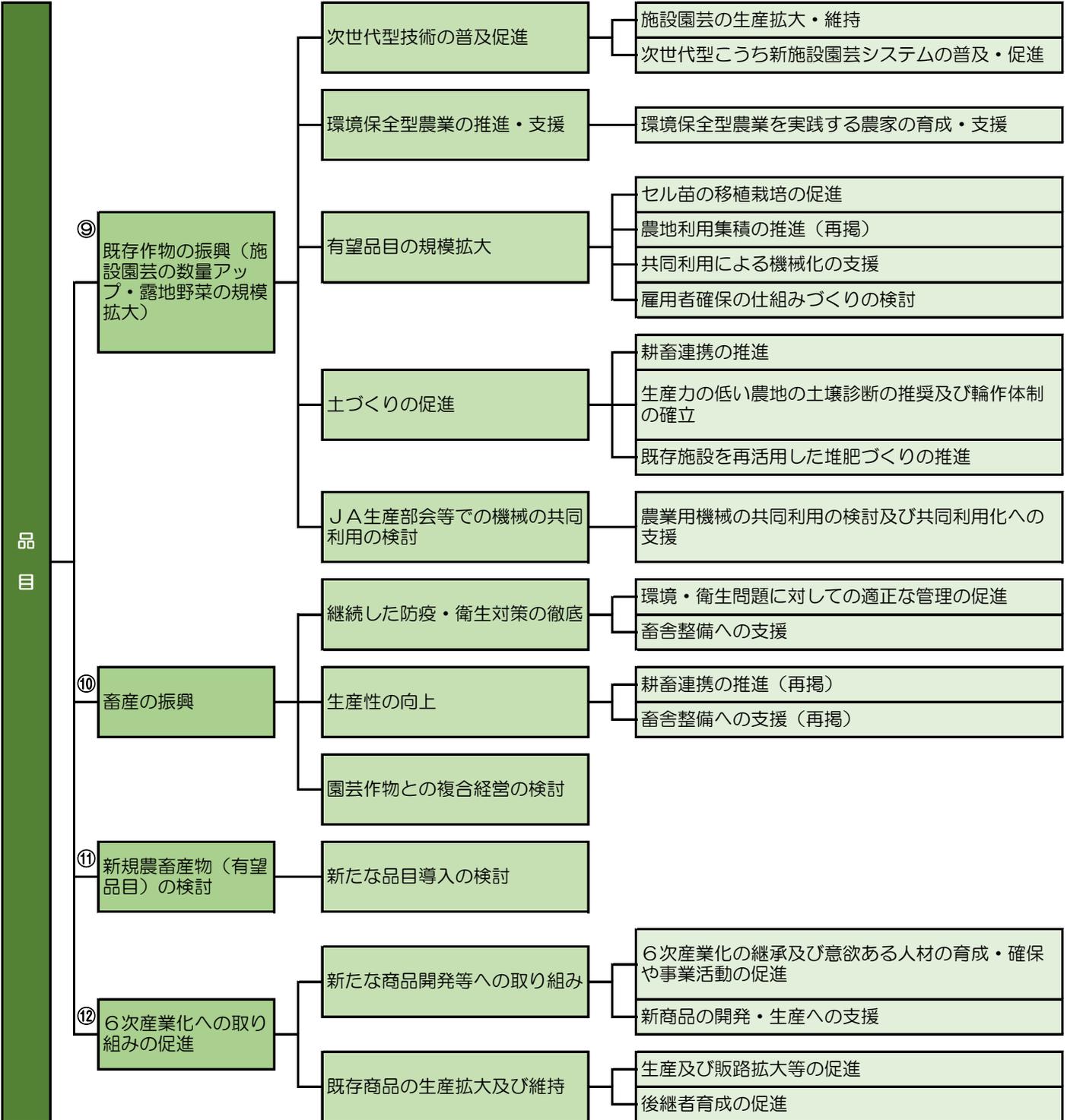
農業振興ビジョンの施策体系

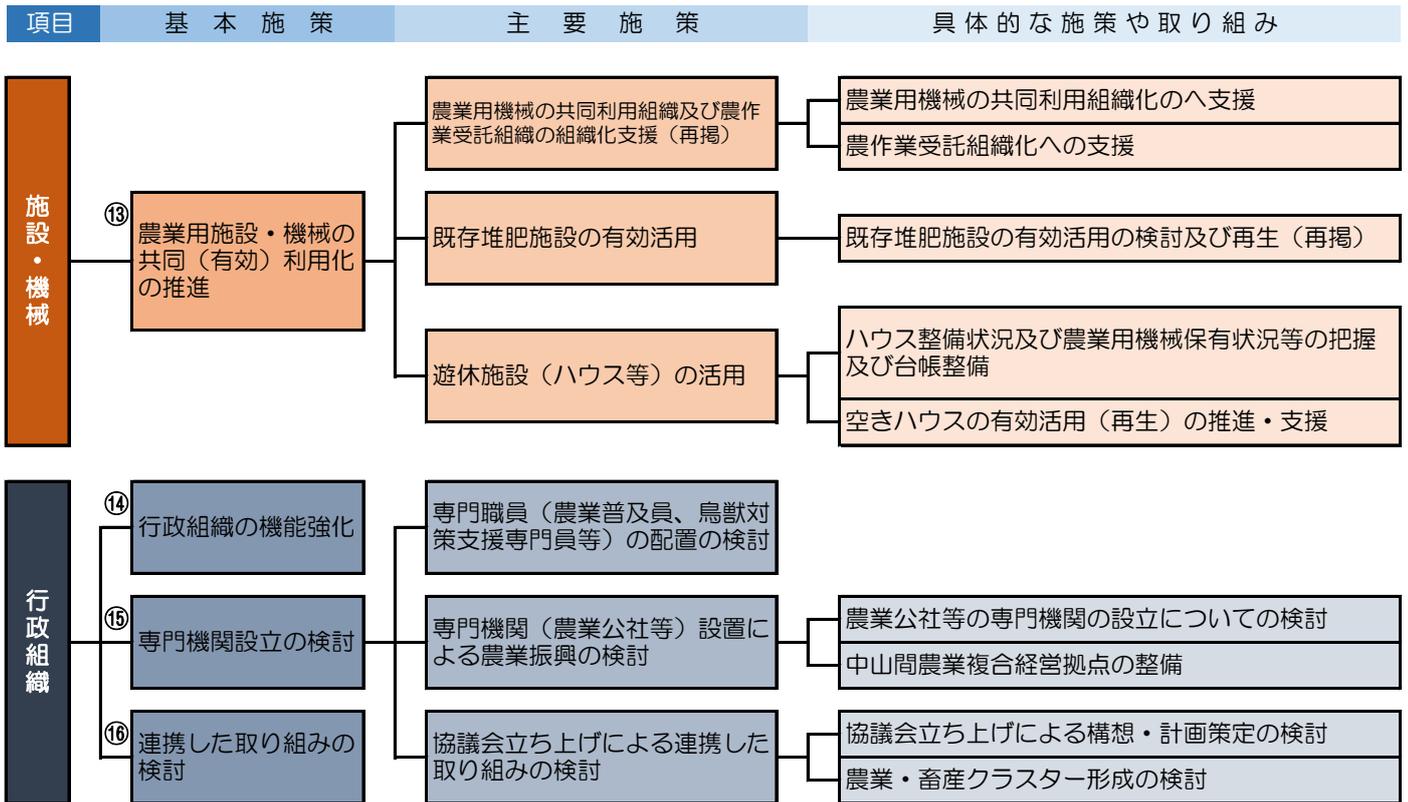
各項目ごとの基本施策を踏まえ、それぞれの主要施策を設定し、その具体的施策や取り組みについて、下記の施策体系図に基づき行います。



項目	基本施策	主要施策	具体的な施策や取り組み
----	------	------	-------------







大月町農業振興ビジョン

平成28年3月

大月町産業振興課 農林振興係
高知県幡多郡大月町弘見2230番地
TEL：(0880) 73-1115
FAX：(0880) 73-1577